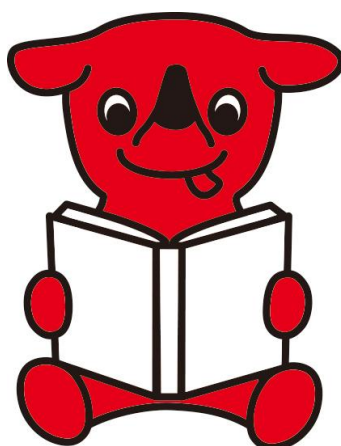


(令和5年8月1日改定)

チーバくん
デザインガイド
マニュアル





**チーバくんデザインガイドマニュアルを
お読みいただき、ありがとうございます。**

千葉県のマスコットキャラクターとして日々活躍しているチーバくん。このガイドマニュアルには、チーバくんのデザインを使用する際の基本的なルールが記載されています。ガイドマニュアルに沿った使用をしていただき、チーバくんがさらに魅力的で皆様に愛されるキャラクターになれるよう、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

目次

1 チーバくんのプロフィール	1
2 デザイン使用にあたっての手続き	2
3 デザイン使用ルール	3
(1)基本原則	3
(2)標記・許諾番号等の記載	4
(3)デザインの改変(加工)について	5
4 その他の注意事項	13
5 Q&A よくある質問	14



1

チーバくんのプロフィール

千葉県に住む不思議ないきもの。
好奇心旺盛でいろいろなことに挑戦するのが大好き。
未知のものに立ち向かうときほど勇気と情熱がわき、
からだは赤く輝く。
食いしん坊でいたずら好きな面も。

お誕生日：平成19年(2007年)1月11日

特徴：横から見た姿が千葉県の形をしている

作者：坂崎 千春さん



チーバくんが生まれるまで

チーバくんは平成19年(2007年)1月11日、「ゆめ半島千葉国体」(平成22年(2010年)9月25日～10月5日開催)、「ゆめ半島千葉大会」(平成22年(2010年)10月23日～10月25日)開催のマスコットキャラクターとして誕生しました。

両大会のPRを通じて、多くの人々の人気を集め、両大会が終了した後も、「県のマスコットキャラクターとしてぜひ残してほしい」との声をたくさんいただいたことから、平成23年(2011年)1月より千葉県のマスコットキャラクターになりました。

2 デザイン使用にあたっての手続き

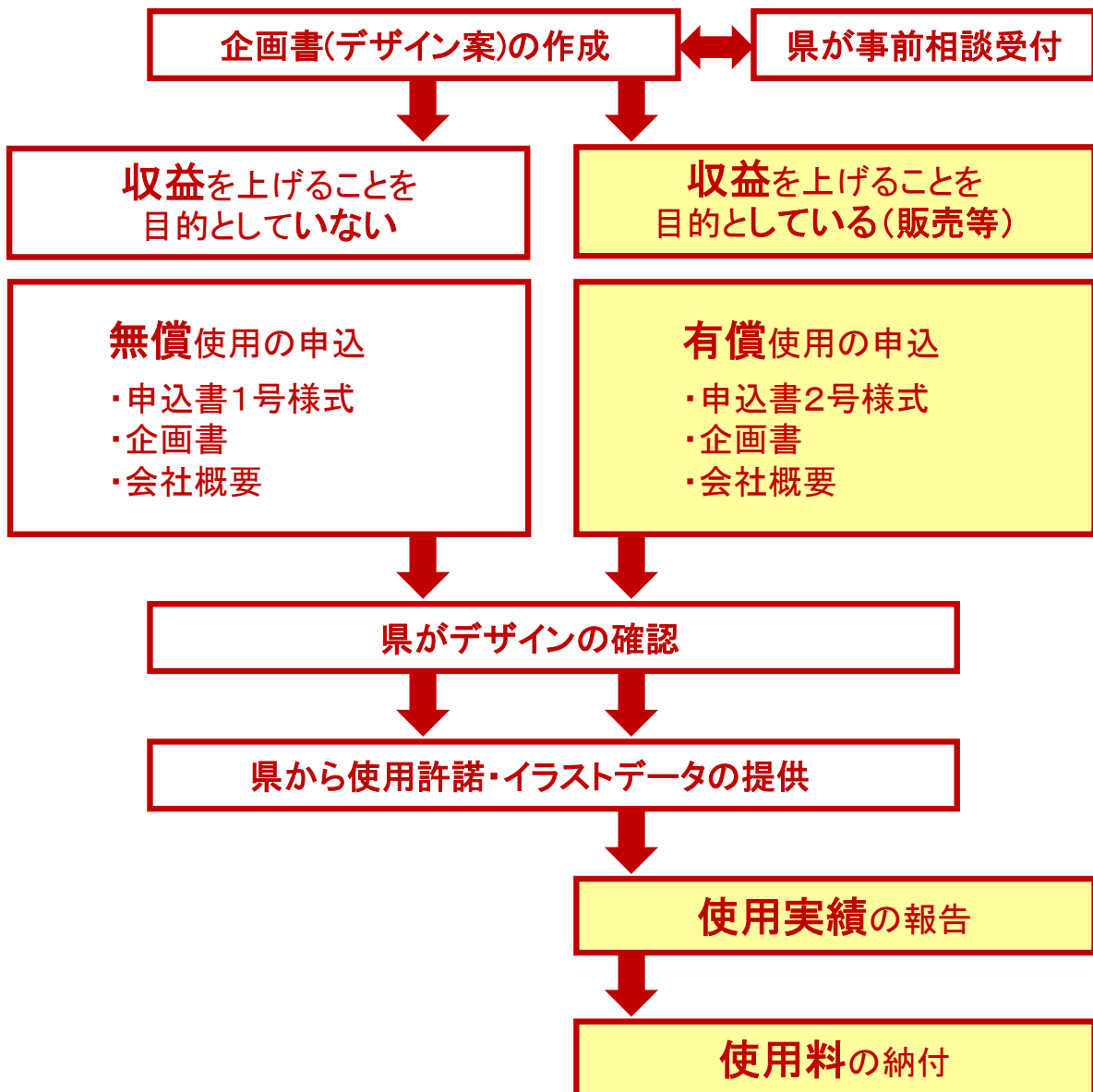
■ 許諾の申請

使用にあたっては、事前に県へ許諾の申請が必要になります。

「千葉県マスコットキャラクター『チーバくん』デザイン等使用取扱要領」をお読みの上、所定の様式と企画書(デザイン案)等の資料を県に提出してください。

各種様式と申込書などは、千葉県ホームページから「チーバくんのデザイン等を使用したい方へ」のページへアクセスし、ダウンロードをお願いします。

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kouhou/miryoku/chi-ba-kun/designsiyou.html>



【提出先・事前相談等お問い合わせ先】

〒260-8667千葉県千葉市中央区市場町1-1 千葉県庁報道広報課広報班

TEL 043-223-2241 MAIL cbkdesign@mz.pref.chiba.lg.jp

※申込書は郵送またはメール送信にてご提出ください。

3

デザイン使用ルール

(1) 基本原則

① 許諾が不要な場合

以下については、許諾を要しません。デザインガイドに沿ってご利用ください。

無償使用で、

- 県内市町村が使用するとき。
- 千葉県の本庁又は出先機関に事務局を置く団体が使用するとき。
- 学校教育法第1条に規定する学校が教育の目的で使用するとき。
- 報道機関が報道又は広報の目的で使用するとき。
- 著作権法に定める著作権の制限に該当するとき。

(私的利用の範囲内での使用など)

※デザイン利用ルールにおいて「県の監修が必要・凡例(△)」と記載されているものをデザインに使用する場合は、使用前に県にデザイン案をご提示ください。

② デザインが使用できない場合

以下に該当するときは、デザインを使用することはできません。

- 千葉県の品位を傷つけるおそれ、若しくは正しい理解の妨げになるおそれのあるとき。
- 法令に違反し、又は公序良俗に反するおそれのあるとき。
- 特定の政治家等の個人、政党若しくは宗教団体を支援するものであるとき、又はこれらを支援若しくは公認しているような誤解を与えるおそれのあるとき。
- デザイン等をデザインガイドマニュアルに従って使用しないおそれのあるとき。
- チーバくんのイメージを損なうおそれのあるとき。
- その他、公益上の観点又は著作権管理の観点から使用について不相当と認めるとき。

3

デザイン使用ルール

(2) 標記・許諾番号等の記載

●デザインを使用する場合には、以下①②どちらかの標記が必要です。

①「千葉県マスコットキャラクター チーバくん」

②「Chiba Prefecture Mascot CHI-BA+KUN」

余白がない場合やデザインの都合上、長い標記を入れることができない場合は、省略して「チーバくん」または「CHI-BA+KUN」のみ記載してください。

●許諾を要する場合は、許諾番号の記載が必要です。

イラストを使用する物品自体に記載することができない場合は、物品のタグや物品を入れる箱・パッケージ等に記載してください。

●飲食物にイラストを使用する場合は、

「チーバくんのイラストは商品の品質を保証するものではありません」等の記載が必要です。

(例)



千葉県マスコットキャラクター
チーバくん
千葉県許諾第AO-1号



チーバくん
千葉県許諾第BO-2号



CHI-BA+KUN
千葉県許諾第AO-3号

●ポイント

「チーバ」はカタカナで、「くん」はひらがなです。

× チーバ君、ちーば君、ちーばくん、チーバクン

× CHI-BA KUN、CHIBAKUN（-と+を抜かないでください）

「ゆるキャラ」は登録された商標なので使用しないでください。

3

デザイン使用ルール

(3) デザインの改変(加工)について

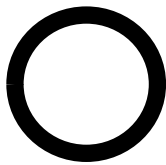
チーバくんのイラストは、原則、改変を加えることはできません。

デザイン上、やむを得ず改変を加える場合は、県によるデザインの監修が必要になります。

場合によっては修正をお願いする、または使用を認めないことがあります。

以下のことに注意して、イラストを使用してください。

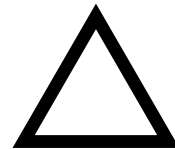
(凡例)



使用可



使用不可



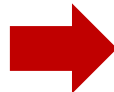
使用にあたって
県の監修が必要

① 縦横の比率を変えない

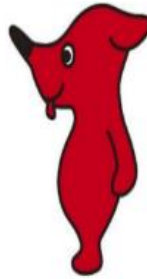
● 縦に引き伸ばしてスリムにしたり、横に引き伸ばして太らせたりしないでください。

(例)

正しいイラスト



縦に引き伸ばす



横に引き伸ばす

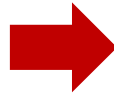


② 反転しない

● 左向きのイラストを右向きにするなど、反転することはできません。

(例)

正しいイラスト



反転



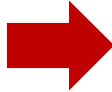
3

デザイン使用ルール

③回転させない

- チーバくんのイラストを回転させることはできません。

(例) 正しいイラスト



回転



④トリミングしない

- チーバくんのイラストを切り取って使用することはできません。

(例)

正しいイラスト



台を削除



(例)

正しいイラスト



下半身を削除



(例)

正しいイラスト(背景付き)



背景の切り取り



3

デザイン使用ルール

⑤色を変えない

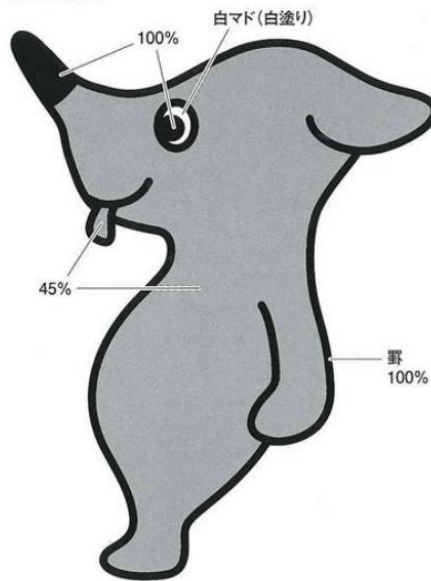
- チーバくんの体は、カラー表示の場合は赤、白黒表示の場合はグレーです。
指定色以外に着色できません。
- 線のみ(体に色なし)の場合、線の色は自由です。
- シルエットの利用はできません

●カラー表示



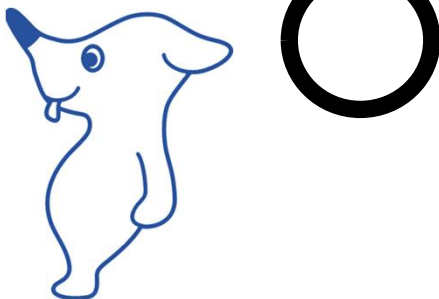
DIC 157 [18版] DIC 582 [18版]
M100%・Y95% K100%

●単色表示



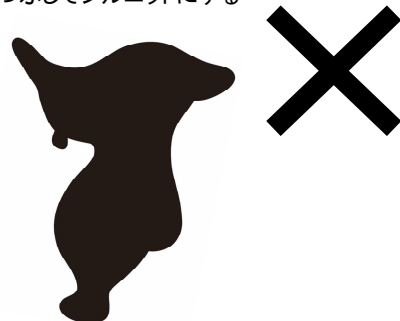
(例)

線だけのイラストで、線を青にする



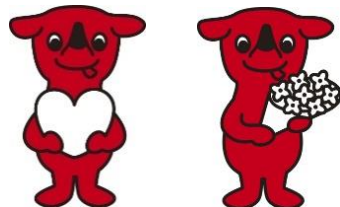
(例)

塗りつぶしてシルエットにする



●ポイント

チーバくんの持ち物(ハート、花束等)に着色をした場合は、
県による監修が必要になります。
場合によっては色の変更をお願いすることがあります。



3

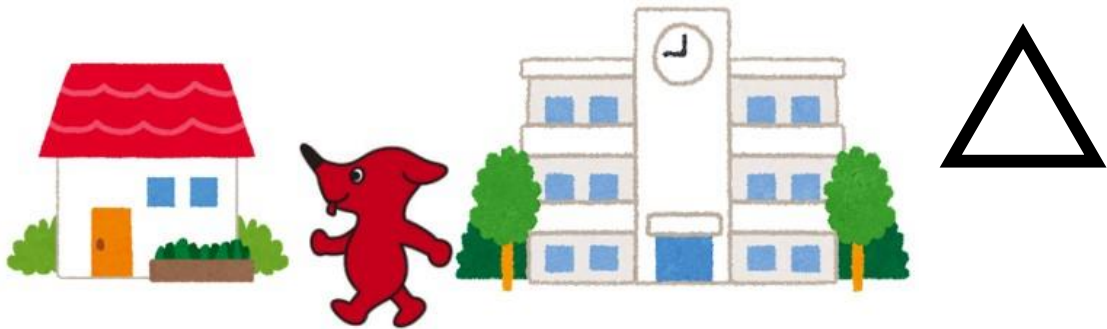
デザイン使用ルール

⑥背景について

- 背景画(イラスト)にチーバくんを組み合わせる場合、県によるデザインの監修が必要です。
- 背景に単色や、写真を使うことはできます。
- 背景にグラデーションやボーダー柄など、特殊なデザインが入る場合は、県によるデザインの監修が必要です。

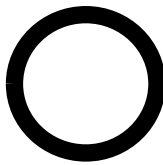
(例)

建物のイラストを背景にして、チーバくんを配置する⇒県によるデザインの監修が必要です



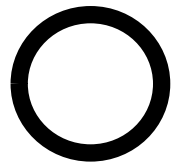
(例)

単色の背景を加える



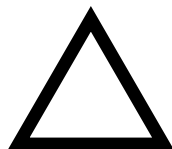
(例)

写真を背景にする



(例)

グラデーション背景は
県によるデザインの監修が必要です



(例)

ボーダーなど特殊なデザイン背景は
県によるデザインの監修が必要です



3

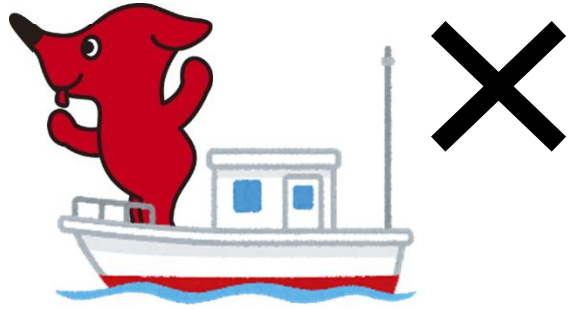
デザイン使用ルール

⑦-1 画や他のイラストと組み合わせない

- 他イラスト／キャラクター／文字は、チーバくんのイラストと重ねたり、組み合わせたりすることはできません。

(例)

物を持たせる、乗り物に乗せる(他のイラストと組み合わせる)



(例)

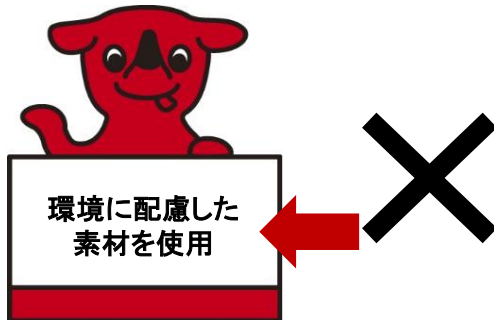
チーバくんの上に重ねて文字を配置する



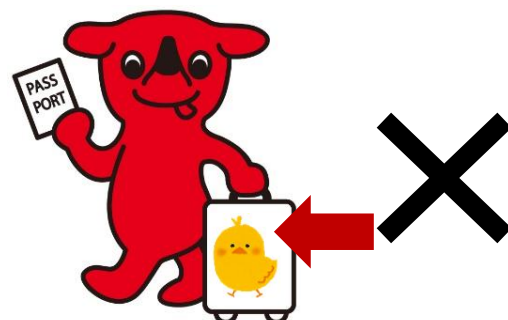
(例)

チーバくんが手にしているものに絵や文字を追加する

説明文を追加



他者のイラストを追加



3

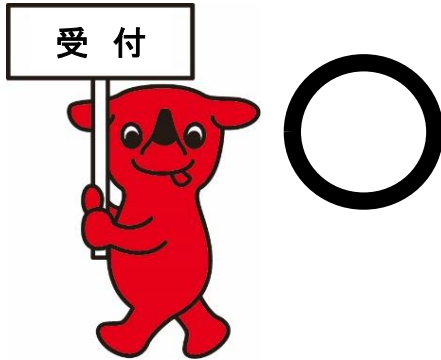
デザイン使用ルール

⑦-2 画や他のイラストと組み合わせない

●チーバくんイラスト【サイン・旗】の⑨式典⑫のぼり⑬プラカードについては、文字を入れることができます。

ただし、お店の名前や、商品名、イベントのPRをするための文字は入れることができません。

(例)
イベント等で場所を案内するために使う



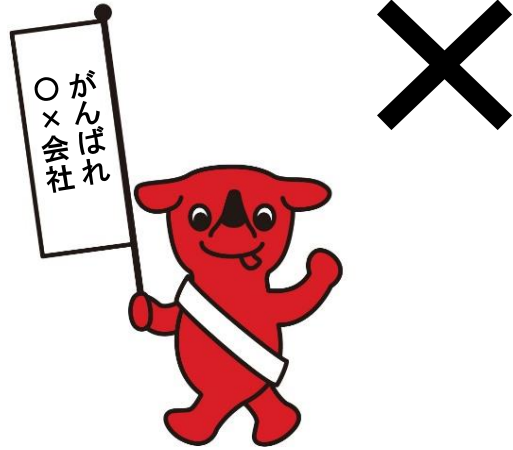
(例)
社会一般的に広く使用されている標語等を入れる



(例)
お店の名前や固有名詞、
イベントをPRするために文字を入れる



(例)
持ち物等に団体名を追加する



(例)
団体のロゴマークにする



(例)
団体のロゴマークと組み合わせる



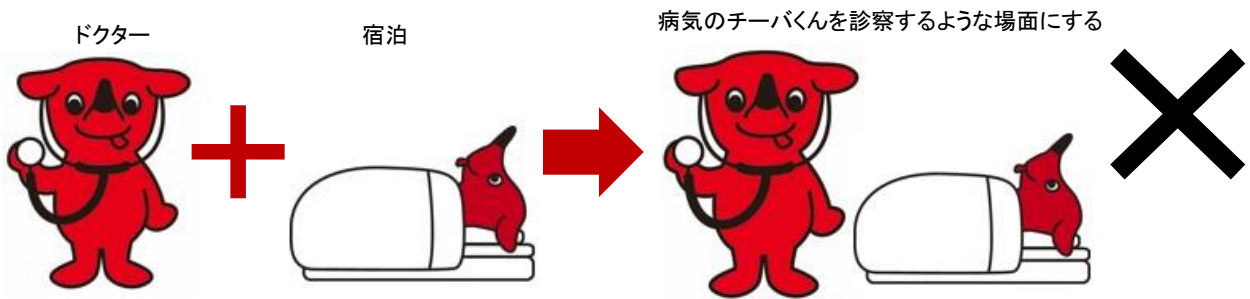
3

デザイン使用ルール

⑧イラストの配置について

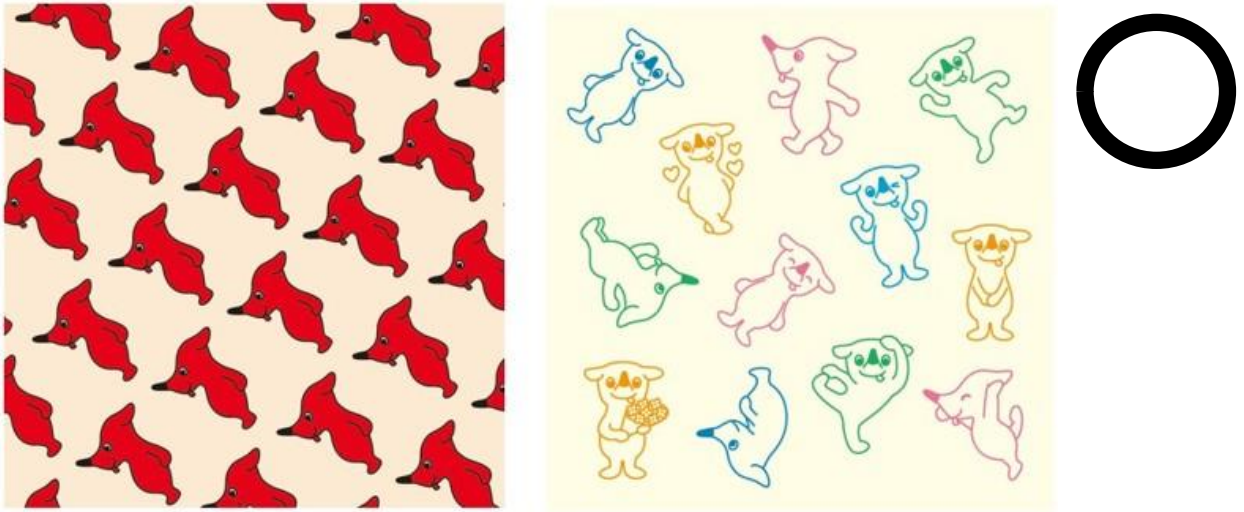
- 複数のイラストを組み合わせて別の場面に見せたり、元のイラストの意味と異なるシーンにすることはできません。
- パターン柄や総柄として配置することができます。
- 他イラスト／キャラクターとチーバくんを並べて配置する場合、県による監修が必要です。

(例)



(例)

チーバくんをちりばめてパターン柄や総柄の物品(タオル・ハンカチ等)を作ることは可能です。



(例)

チーバくと他者作成のイラストを並べて配置する場合は、県による監修が必要です。



⑨話し言葉について

- ・話し言葉については、原則として県の監修が必要です。
- ・イラストのチーバくんが話すのは、以下の千葉県をPRする言葉のみとします。
- ・チーバくんの一人称は「ぼく」ではなく、「チーバくん」です。
- ・ですます調ではなく、「～だよ」「～だね」と話します。
- ・特定の商品やお店、個人を宣伝する言葉を話すことはできません。
- ・長い文章や難しい説明文を話すことはできません。

■千葉県にお客様を呼び込む言葉

(例)「ちばにきてね!」「ちばでまってるよ!」

■物産・観光をPRする言葉

(例)「千葉県の〇〇おいしいよ!」「千葉県で△△たのしいよ!」

※〇〇には物産品名(なし・お米・いわし等。商品名は不可)、△△には観光・体験名が入ります。(キャンプ・サーフィン等。固有の施設名は不可)

■チーバくんの着ぐるみが参加するイベントの宣伝に、

チーバくんのイラストをチラシ等に使うとき

(例)「チーバくんも遊びにいくよ!」

■その他、県及び市町村の事業や、千葉県の魅力の広報をする目的で、

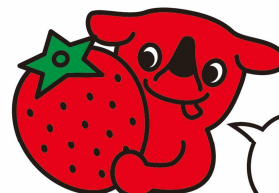
県が特に必要と認め、県の監修を受けた言葉

(例)



(例)

特定の商品やお店、個人を宣伝する言葉を話すことはできません



フキダシは原則不可。

(1) 立体物の作成について

- 立体物(ぬいぐるみ・フィギュア等)を作成する場合、
チーバくんのイメージや作風を損なわない表現にすることが条件となります。
- 作成にあたっては、県の監修が必要です。

(2) デジタルコンテンツについて

- SNS、ホームページ、ホームページ用バナーには県からの許諾を受けた場合、
イラストを使用できます。
- その他のデジタルコンテンツ(スタンプ、壁紙、ゲーム)については、
管理上、チーバくんのイラストを新規に使用することはできません。

(3) 募金について

- チーバくんは県、市町村、自治会、NPO、社会福祉法人等の公共的団体(法人格を有しないものを含む。)が公益的な活動のための募金の広報に使用することは
できますが、それ以外の募金活動の広報を目的に使うことはできません。

5 Q&A よくある質問

(1) 申込方法に関すること

① 申込書を送付してから許諾されるまで、どれくらい時間がかかりますか？

申込書が到着してから、1ヶ月ほどお時間をいただいています。

書類に不備がある場合や、デザインの監修が必要な場合は、それ以上お時間をいただく場合もありますので、早めに手続をお願いします。

② メールやFAXで申し込みできますか？

メールでの申し込みはできます。企画書に記載のデザイン案の色味を確認するため、FAXでの申し込みはできません。

【申込書提出先・お問い合わせ先】

メール：cbkdesign@mz.pref.chiba.lg.jp

郵 送：〒260-8667 千葉市中央区市場町1番1号

千葉県報道広報課広報班

電 話：043-223-2241



③ 申込書の添付書類の「企画書」は何を用意すればいいですか？

デザインを使用する物品のイメージ図やレイアウト案など、デザインの使用方法が分かるものを用意してください。なお、修正をお願いする場合がありますので、物品や印刷物のデザインが確定する前に申込書の提出をお願いします。

(例) チラシ企画書



(例) お菓子のパッケージ企画書



※必要な標記(名称・許諾番号等)をどの位置に入れるか明記してください。

※チーバくんイラスト一覧からご希望のイラストをはめ込んで企画書を作成してください。

④申込書の添付書類の「申請者の概要が分かる書面」は何を用意すればいいですか。

企業であれば、「会社概要」に相当するものを用意してください。任意団体であれば、会則や規約などを用意してください。なお、登記簿や運転免許書等の添付は不要です。

⑤使用期間は最長で1年間ですが、それ以上使うことはできますか。

一度の申込では最長で1年間しか使用することができませんが、使用期間が切れる前に継続申込をしていただければ、再度1年間延長して使用することができます。期間に余裕をもって手続をしてください。

継続申込の方法は、新規申込の際に提出した申込書と同様の書類を、使用期間を延長して記入してください。

⑥有志のスポーツチームのユニフォーム(販売はしない)にデザインを使う場合、
申込は必要ですか。

無償使用の申込が必要です。

【提出書類】

- 「チーバくん」デザイン等無償使用申込書(第1号様式)
- 企画書(レイアウト、設計図等、使用方法がわかるもの)
- 申込者の概要が分かる書面

⑦チーバくんグッズを作成・販売することはできますか。

チーバくんグッズの作成・販売は可能です。

ただし、販売目的の場合は、使用料をお支払いいただく有償使用の申込が必要です。

申請前に事前にご相談いただくことができます。デザイン案や企画について、

メールまたはお電話にてご連絡ください。

【デザインや手続等の事前相談】

メール : cbkdesign@mz.pref.chiba.lg.jp

電話: 043-223-2241(千葉県報道広報課広報班)

【提出書類】

- 「チーバくん」デザイン等有償使用申込書(第2号様式)
- 企画書(レイアウト、設計図等、使用方法がわかるもの)
- 申込者の概要が分かる書面



(2) デザイン使用に関すること

① 解像度の高いデータはもらえますか。

申込を行って許諾がおりた後、メールでお送りすることができます。

データ形式はイラストレータデータまたはJPGデータです。

以下メールアドレスに必要事項を記載してご連絡ください。

【メールアドレス】cbkdesign@mz.pref.chiba.lg.jp

【必要事項】

- 「チーバくん」デザイン等使用許諾通知書に記載されている許諾番号
- チーバくんのイラスト名
- データ形式(イラストレータデータまたはJPGデータ)



② 一度許諾を受けたら、全てのチーバくんのイラストを使えますか。

許諾対象は、提出いただいた企画案についてのみになりますので、

その他のイラストを使用したい場合は、別途、追加で申し込みが必要になります。



【お問い合わせ先】

千葉県千葉市中央区市場町1-1

千葉県報道広報課広報班

TEL 043-223-2241

MAIL cbkdesign@mz.pref.chiba.lg.jp